

東予港西条地区産業用地

地盤改良整備事業

落札者決定基準

－目次－

第1	「落札者決定基準」の位置付けについて	1
第2	落札者の決定方法	1
1	落札者の決定	1
2	審査の方法	1
3	検討委員会	1
4	審査等の流れ	1
第3	入札提出書類の審査	2
1	入札価格の確認	2
2	提案内容に対する基礎審査	2
3	提案内容等に対する加点審査	2
	(1) 提案内容の加点審査	2
	(2) 提案内容評価の点数化方法	3
	(3) 入札金額の点数化方法	4
	(4) ヒアリング（プレゼンテーション審査）の実施	4
第4	落札候補者の選定	4
第5	落札者の決定	4

第1 「落札者決定基準」の位置付けについて

この落札者決定基準は、愛媛県（以下「県」という。）が、東予港西条地区産業用地地盤改良整備事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を選ぶにあたり、最も優れた提案を行った事業者を落札者として決定するための方法及び評価基準等を示すものであり、応募しようとする者（以下「応募者」という。）を対象に公表する「入札説明書等」と一体のものである。

第2 落札者の決定方法

1 落札者の決定

本事業を実施する事業者には、地盤改良整備の設計・工事に関する専門的な知識やノウハウが求められる。このため、落札者の決定において、価格のほか、本事業の業務範囲に関する提案内容の妥当性・確実性等、多面的な判断が必要であることから、金額及び提案内容等を総合的に評価する方式（総合評価落札方式）を採用する。

2 審査の方法

審査は参加要件確認及び提案内容等の審査（基礎審査、加点審査、入札価格審査）により実施する。

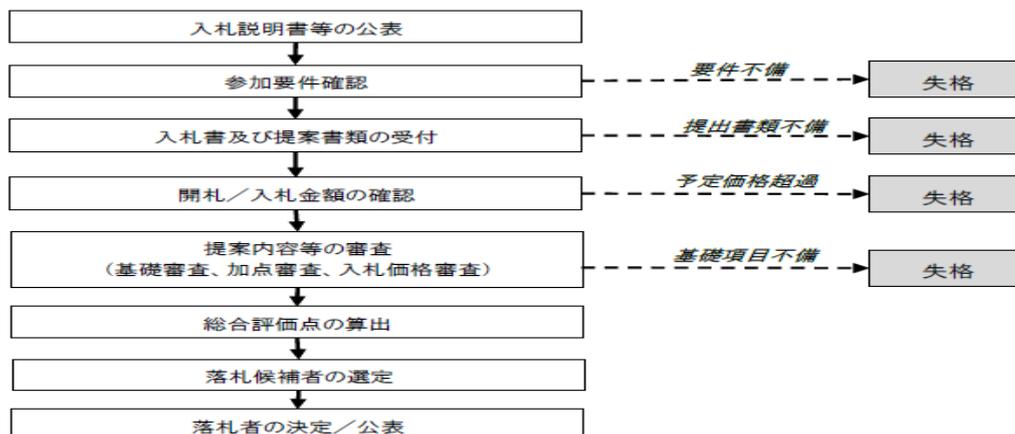
3 検討委員会

県は、事業者を選ぶにあたり、適切かつ客観的な評価を行うため、学識経験者等の外部委員等により構成する「東予港西条地区産業用地地盤改良整備検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置している。

検討委員会は、応募者からの提案内容を総合的に評価した上で落札候補者を選定し、県に報告する。県は、委員会からの報告を踏まえ、落札者を決定する。

4 審査等の流れ

本事業における審査等の流れは以下のとおりである。



第3 入札提出書類の審査

1 入札価格の確認

県は、応募者から提出された入札書に記載された入札金額が予定価格を超えていないことを確認する。入札金額が予定価格を超えている場合は失格とし、総合評価の対象としない。失格とした場合、応募者の代表企業に対して通知する。

その他、入札にあたっての留意事項及び入札の無効条件等については入札説明書を確認すること。

2 提案内容に対する基礎審査

応募者には、提案書類の一部として、要求水準を満たす業務を提供する旨の誓約書の提出を求める。なお、県は、当該誓約書を受領するほか、「要求水準を満たさない提案となっていないかという視点」で基礎審査を実施する。

審査の結果、「要求水準に示す条件を満たさない」と判断される者は、失格とする。

なお、基礎審査結果に対する点数の配点を行わないものとする。

審査の結果は、応募者の代表企業に対して通知する。

3 提案内容等に対する加点審査

各項目別の評価基準、提案内容と入札価格との配点については、県が本事業に期待する事項の必要性又は重要性を勘案して、「内容評価点」は全体で500点満点、「価格点」については全体で500点満点の合計1,000点満点として設定する。

(1) 提案内容の加点審査

加点審査においては、応募者から提出された提案書類の各様式に記載された内容について、次の表に示す評価項目ごとに得点を付与し、合計を「内容評価点」として算出する。

加点審査の評価項目及び視点

地盤改良整備の 要求水準 (基本方針)	評価項目	評価の視点	配点
期限内の竣工が可能な地盤改良整備	令和8年度末までの竣工が技術的に可能な施工計画であること。	施工実績や知見等を基に、期限までの竣工が可能な施工計画となっているか。	100点
	工事目的物の性能等が確保された提案であること。	設計条件や工事の技術的課題を踏まえて、提案内容に品質確保の工夫が見られるか。	100点

	近隣施設への影響を考慮した施工計画であること。	既設護岸や隣接する民間用地等の機能を維持するための配慮がなされているか。	50点
	軟弱地盤処理工事の実績が豊富であること。	軟弱地盤処理工事の実績・規模及び担当者（監理技術者等）の資格、経験、業務実績等を基に、施工の確実性が担保されているかを確認	50点
環境や安全に配慮した地盤改良整備	建設副産物の発生抑制、発生材の再利用及びリサイクル品の活用を図るなど、省資源に配慮した提案であること。	環境負荷の低減に資する具体的な提案がなされているか。	40点
	近隣区域の環境に配慮した施工計画であること。	土砂運搬や工事排水等による近隣区域の汚染防止等に対する配慮がなされているか。	40点
	安全に配慮した施工計画であること。	安全対策に関する具体的な提案がなされているか。	40点
その他	周辺企業、地元漁業協同組合及び西条市等の理解を得るよう努めること。	地元理解に向けた事業者側の姿勢及び体制が示されているか。	40点
	地域経済の振興に配慮するとともに、県内建設業の担い手育成に配慮すること。	県内企業や県産品・資材等の活用による地域経済の振興に配慮がなされているか。県内企業の技術者育成、学生や児童が公共工事への関心を高めること等についての具体的な提案がなされているか。	40点

(2) 提案内容評価の点数化方法

各加点審査の評価項目について、次に示す4段階評価による点数化方法により得点を付与する。なお、得点は、小数点第二位まで算定する。

評価	評価の内容	得点化方法
A	評価項目に対する具体的な対策等が実施されることにより、顕著な効果が期待できる。	配点×1.00
B	評価項目に対する具体的な対策等が実施されることにより、一定の効果が期待できる。	配点×0.6
C	評価項目に対する具体的な対策等に乏しい又はその対策等の効果が期待できない。	配点×0.3
D	評価項目に対する具体的な対策等が欠けている。	配点×0

(3) 入札金額の点数化方法

応募者が提示する入札金額について、次の算式により「価格点」として点数化する。

$$\text{価格点} = \frac{\text{最も低い入札額}}{\text{当該応募者の提示する入札金額}} \times 500 \text{ 点}$$

※最も低い入札金額を提示した応募者の価格点を 500 点満点とする。

※その他の応募者の価格点は、最も低い入札金額からの割合に基づき算出する。

※得点は、小数点第二位まで（小数点第三位を四捨五入）算定する。

(4) ヒアリング（プレゼンテーション審査）の実施

検討委員会は、参加要件及び提案内容に関する基礎審査を通過した応募者に対して、個別にヒアリングを行うことを予定しているが、あくまで提案内容の詳細の確認等を目的とするものである。ヒアリングの開催要領については、別途該当する応募者の代表企業に対して事前に通知する。

第4 落札候補者の選定

検討委員会は、提案書類の内容について各評価項目に対し、評価の理由を明らかにした上で点数化を行い、総合評価点を算出し、総合評価点が最も高い提案を行った応募者を、落札候補者として選定する。さらに、次いで高い提案を行った応募者を次点者として決定する。

なお、総合評価点において、同点が2者以上あった場合は、内容評価点が高い応募者を上位とし、さらに同点の場合は、くじにより決定する。

$$\text{総合評価点} = \text{内容評価点} + \text{価格点}$$

第5 落札者の決定

県は検討委員会の審議を踏まえ、落札者を決定する。